

参考書式例 1

平成 年 月 日

責 任 裁 定 参 加 申 立 書

公害等調整委員会 殿

参加申立人は、公調委平成 年（セ）第 号
事件について、上記事件における申請人と同一の原因による被害を主張
するもので、公害紛争処理法第 23 条の 4 第 1 項の規定に基づき、下記
のとおり、参加申立てをします。

記

1 当事者の氏名及び住所

- 〒 ○○県○○市○○ 2 7 3 番地
参加申立人 乙 野 一 郎 印
（電話 △△△△（××）□□□□）
（FAX △△△△（××）□□□□）
- 〒 ○○県○○市○○ 2 3 1 番地
被申請人 乙山産業株式会社
上記代表者代表取締役
戊 沢 四 郎

2 公害に係る事業活動が行われた場所及び被害の生じた場所

- (1) 事業活動が行われた場所
○○県○○市○○ 2 3 1 番地に所在する被申請人会社養豚場
- (2) 被害の生じた場所
○○県○○市○○付近に所在する参加申立人所有の水田
（別紙被害水田一覧表記載のとおり）

3 参加により裁定を求める事項

被申請人は、参加申立人に対し、金 6 億円の支払いをせよ、との責任
裁定を求める。

4 参加により裁定を求める理由

〇〇県〇〇市〇〇付近は我が国有数の典型的稲作地帯であり、参加申立人はここに居住し、それぞれ別紙被害水田一覧表記載の各水田を所有して、長年にわたり稲作を行ってきた者である。

被申請人は、養豚業及びこれに付帯する事業を目的として昭和63年6月12日に設立された株式会社であるが、平成元年2月1日、その肩書住所地に乙山ファームの名称で養豚場を開設し、以来現在に至るまで常時約6万頭の豚を飼育している。

乙山ファームは、巨大な養豚場であり、豚の排泄物等の混入した汚水が毎日多量に発生するにもかかわらず、十分な污水处理施設を設置することなく汚水を××川に流しているため、同ファーム開設以後××川の水質は高濃度の窒素等を含むこととなり甚だしく汚染されるに至った（別紙××川水質調査結果）。

参加申立人の水田は、これまで灌漑用水としてもっぱら××川の流水を取水して使用していたが、上記のとおり上流に開設された乙山ファームのために××川の水が汚染されたため、参加申立人が平成元年5月に植え付けた稲は、稲株の分けつ（株分れ）が止まり、生育が極端に悪くなって、収穫量が大幅に減少してしまった。

参加申立人らの昭和61年度から昭和63年度までの各年度の稲作収入の平均額は、9億2500万円であったのに対し、平成元年の稲作収入は、合計3億円余りに過ぎなかったから、参加申立人らは、少なくとも6億円の損害を被っている（別紙参加申立人らの課税証明書）。

そこで、参加申立人は、被申請人に対し、民法709条により6億円の損害賠償を求める。

5 被害の態様及び規模並びに紛争の実情

参加申立人は、昭和62年秋頃に乙山ファームの建設計画を知り、××川の水が汚染されることを心配していたが、同ファームが開設されその心配が現実のものとなり、平成元年夏頃には申請人らの水田の稲の分けつが止まっていることが明らかになった。

そこで、参加申立人は、丙川外2名を代表者として、平成元年9月9日及び同年11月3日、被申請人との間で話し合いをし、被申請人に対して××川の水質汚濁防止のため、適切な措置を講ずるとともに、稲作の減収を補償するよう要求した。

しかしながら、被申請人は、乙山ファームには十分な污水处理施設を設けており、申請人らの稲作に被害が発生しているとすれば、乙山ファームからの排水に因るものではなく、××川のさらに上流にある国営アルコール工場の排水に因るものであると主張し、新たな水質汚

濁防止措置を講ずる必要はないし、申請人らの補償要求にも応じられない旨の回答に終始した。そのため、話し合いは決裂状態となり、申請人ら同様にやむなく本件参加申立てに及んだ次第である。